

修繕設計書

年 度	令和5年度						
修 繕 場 所	明石市二見町西二見232番地 消防団上西二見班詰所			修 繕 方 法 及 び 修 繕 期 限	請 負		
					契約締結の翌日より		
					令和5年12月15日 まで		
修 繕 名 称	消防団上西二見班詰所屋上防水ほか修繕			支 払 い 方 法	前払金	無	
					部分払	無	
修 繕 概 要	1 屋上防水及び2階天井修繕 1 式						
設 計 金 額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円

工 事 費 内 訳 書

費目 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細目		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接工事費計		1	式			工種 第0001号明細表
	共通仮設費	1	式			
純工事費						
	現場管理費	1	式			
工事原価						
	一般管理費	1	式			
工事価格						
	消費税相当額	1	式			
総 計						

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1. 屋上防水修繕工		1.0	式			代価 第0001号内訳表
2. 2階天井修繕工		1.0	式			代価 第0002号内訳表
3. 廃材処分費		1.0	式			
4. 運搬交通費		1.0	式			
合計					-	

代 価 表

代価 第0001号内訳表

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
既設ドレン撤去		2.0	ヶ所			
既設アルミ笠木撤去	ホルダー共	24.8	m			
既存押え金物撤去	シーリング共	24.8	m			
既存防水層撤去	立上り部	5.0	m ²			
樹脂セメントペースト塗布	立上り部	11.4	m ²			
ケレン清掃		49.0	m ²			
塩ビシート防水(平場部)	機械固定工法 t=1.5mm	37.6	m ²			
塩ビシート防水(立上り部)	接着工法 t=1.5mm	11.4	m ²			
塩ビ被覆鋼板取付	入隅部 W=50	24.8	m			
塩ビ被覆鋼板取付	端末部 70×50	26.4	m			
改修用ドレン取付	ヨコ型Φ60用 ストレーナー共	2.0	ヶ所			
合 計					-	-

代 価 表							代価 第0002号内訳表
名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	
天井張り替え		1.0	式				
合 計					-		-

消防団上西二見班詰所屋上防水ほか修繕特記仕様書

1 目的

消防団上西二見班詰所の屋上防水が劣化しており、雨漏りによる２階天井の一部崩落が発生していることから修繕を実施するもの。

2 修繕場所

(1) 建物名称

消防団上西二見班詰所

(2) 所在地

明石市二見町西二見２３２番地

(3) 構造

補強コンクリートブロック造２階建（高さ：約６．１ｍ）

3 修繕内容（更新する物品は現状設備の同等品以上のものを使用すること。）

(1) 屋上防水修繕

施設屋上防水の修繕を行うこと。（屋上 南北幅：約７．２ｍ 東西幅：約５．４ｍ）

ア 既設設備の撤去

ドレン、アルミ笠木、押え金物、防水層（立上り部）、ケレン清掃

イ 防水対応

塩ビシート防水（平場部、立上り部）、樹脂セメントペースト塗布（立上り部）、塩ビ被覆鋼板（入隅部、端末部）、
改修用ドレン取付

(2) ２階天井部分修繕（崩落部分 約１．５ｍ×約０．３５ｍ）

崩落が発生している天井部分の張り替えを実施し、張り替えに際して必要となる雨漏りに対する措置がある場合は実施すること。

(3) 申請関係

修繕に必要な各申請、報告は受注者で実施するものとし、各申請手続き及び費用は本修繕に含み、申請する場合は消防局係員に報告する。

4 留意事項

(1) 事故防止対策

修繕実施時は、通行人及び車両の往来には細心の注意を払うものとし、高所作業時等においては墜落抑止用器具・保護具などを着用し災害防止に努めること。

(2) 施設利用

施設屋上修繕の際の昇降は、施設南側壁面に設置されているホース掛鉄塔の梯子部分を使用可能とするとともに、修繕時に必要な用水・電力は施設のものを使用可能とする。

(3) 隣接建物対応

隣接施設の損傷には細心の注意を払い、隣接施設の構造物を修繕作業のために使用しないこと。

(4) 施行日時・施設利用者対応

修繕施設は、消防団が使用しているため、施工日時、施工時間、施工方法等を事前に消防局担当者と十分協議すること

(5) 廃棄物処理

修繕により発生した撤去品（廃棄物）については、関連法規等を遵守し、全て受注者が責任をもって適正に運搬・処分すること。

(6) 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づく石綿含有建材の調査、報告等は法律等に基づいて実施すること。

(7) 立会検査

修繕完了時においては、消防局係員の立会検査を受けるとともに、指摘事項があった場合には検査員の指定する期間内に、手直し等を忠実に実施するものとする。

(8) その他

本修繕の施工に際し、当然必要と思われる関連工事等はすべて施工すること。また、本仕様書等に疑義が生じた場合は、全て消防局係員の解釈に従うこと。

5 履行期間

契約締結日の翌日から2023年12月15日まで

6 業務実施日時

消防局係員との調整による。

7 修繕料の支払い

完了確認後、全額一括支払い。

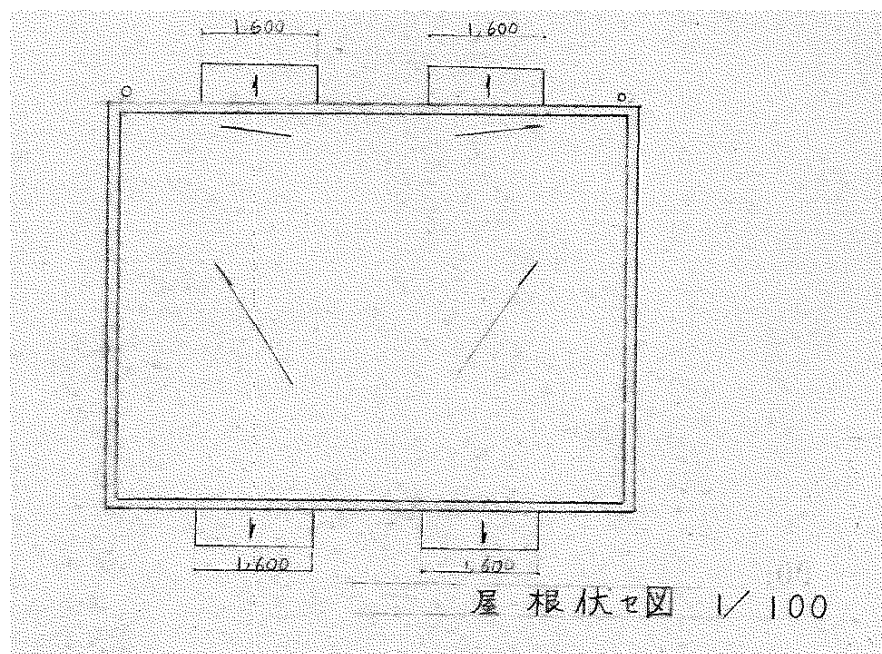
8 その他

- (1) 作業工程表を契約締結後7日以内に提出すること。
- (2) 業務報告書を提出すること。
- (3) 工事車両の駐車スペースは限りがある（車両1台分程度）ため、複数の車両を駐車する際は別途駐車スペースを確保すること。
- (4) 仕様書等に記載がなくても、業務上必要なことは履行期間内に責任をもって解決すること。

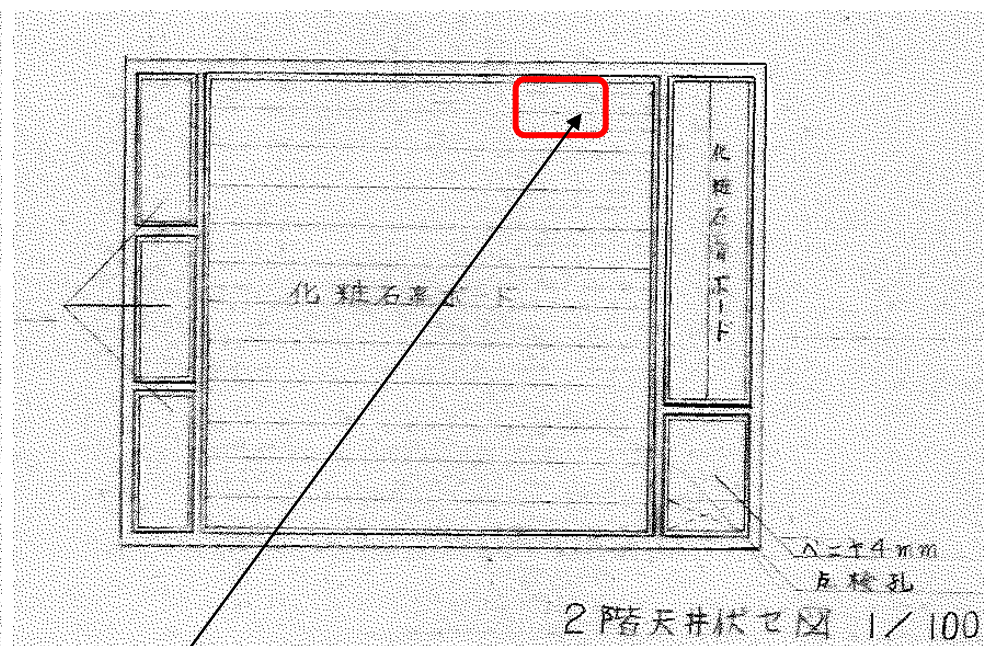
9 図面

(1) 伏図

屋根



2階



10 写真

(1) 全体写真

西面（正面）



東面



北面



南面（ホース掛鉄塔有り）



(2) 屋上写真

北東角



北西角



南西角



南東角



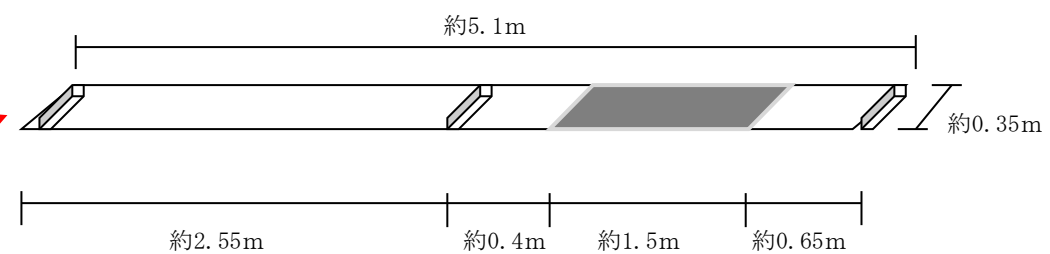
北西角拡大写真



(3) 2階天井写真



天井板寸法



崩落部分拡大図



修 繕 共 通 仕 様 書

第1章 総 則

1 本仕様書の適用

(1) 本仕様書は、明石市消防局が発注する修繕に適用する。 但し、特別な仕様については「特記仕様書」に従い施工するものとする。

2 費用の負担

(1) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

3 法令等の遵守

(1) 受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ消防局係員と協議の上、請負者が代行するとともに、忠実に誠意をもって迅速に施工し、全て受注者の責任施工とする。

4 提出書類

(1) 受注者は、業務の着工及び完成に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりではない。

- | | | |
|--------------|-----|----------------------|
| ① 着手届 | 1 部 | A 4 版 |
| ② 作業工程表 | 3 部 | サイズについては消防局係員と協議のこと。 |
| ③ 配置業務責任者届出書 | 1 部 | A 4 版 |

④ 経歴書・資格者の写し	1 部	A 4 版
⑤ 修繕費内訳書	1 部	A 4 版
⑥ 施工計画書	1 部	A 4 版
⑦ 有資格一覧表（免許の写しを含む）	1 部	A 4 版
⑧ 完了届	1 部	A 4 版

尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

5 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

6 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議しなければならない。

7 品質

- (1) 機器・材料等の製作・据付においては、消防施設で使用する設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで受注者の責務でもって対処すること。

8 検査

- (1) 業務責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。
- (2) 受注者は、各工程ごとに消防局係員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 中間確認は、完成後外部から検査できない箇所について実施する。

(4) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

9 関係官公庁との協議

(1) 受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

10 証明書の交付

(1) 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

11 疑義の解釈

(1) 受注者は、事前に設計図書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議については一切認めないものとする。
もし、修繕内容等に疑義のあるときは入札前に解決し、落札後は消防局係員の解釈に従うこと。

第2章 図書の提出

1 提出書類

(1) 受注者は、下記書類を提出し、消防局係員の承認を得ること。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

① 承認図	3 部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
② 修繕日報	1 部	A 4 版
③ 主要資材メーカーリスト及び材料試験表	1 部	A 4 版
④ 緊急連絡網	1 部	A 4 版

⑤ 完成図書	2 部	A 4 版
⑥ 修繕写真（カラーコピー）	1 部	
⑦ 各保証書	2 部（完成図書に収納（1 部コピーでも可））	
⑧ 各仕様書・カタログ・取扱説明書	2 部	A 4 版
⑨ 納品書	2 部（完成図書に収納（1 部コピー））	

第3章 一 般 事 項

1 施工管理

(1) 業務責任者は、常に修繕現場に常駐し、消防局係員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、修繕に関する一切の事項を処理すること。

(2) 既設撤去物については、消防局係員の指示のもと、場外適正処分又は指定場所に整理整頓すること。

2 損傷部補修

(1) 本修繕施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意すること。

(2) 万一損傷した場合は、消防局係員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原形復旧すること。

3 災害事故防止

(1) 修繕箇所は消防団詰所であるため、現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に違反せぬよう努めること。

(2) 修繕災害及び第三者に対する災害等が発生した場合は、全て受注者の責において処理すること。

4 廃棄物処理

(1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。

(2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。

(3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること（原則、兵庫県とする）。

(4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から 90 日以内、もしくは当該年度 3 月 31 日までの内、短い期間の方で排出事業者当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 保証期間

(1) 保証期間は、完成後 1 年間とする。

6 その他

(1) 本業務に直接使用する電力・用水等は無償支給する。

(2) 本業務完了に際し、消防局係員の指示に従い、整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。

(3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。

(4) 報告書・完成図書等のフォームについては、原則次頁のとおりとするが、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

以上のとおり本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、契約金額の範囲内に限り受注者はその責任において遂行しなければならない。

背表紙

令和□□年度

○

○

修

繕

完

成

図

書

受注者名

表紙

令和□□年度

△△修繕 完成図書

受注者名